

第9節 火山対策計画

この計画は、蔵王山において火山噴火が起こった場合に、市民等の生命、身体および財産を災害から守るための対策計画で、蔵王山に起こるおそれのある火山噴火災害の発生の過程、位置、規模、様相等を具体的に想定することは、現在の科学技術の水準では極めて困難であり、突然噴火活動が始まることもあり得ないことではない。

このため、この計画では、火山噴火の活動状況に応じて弾力的に運用する。

主な実施担当	総務課、生活環境課、建設課
防災関係機関等	大河原地方振興事務所

1 平常時対策

(1) 防災思想の普及

ア 県

県は、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県民に対し、火山噴火災害および防災対策等についての正しい知識を市町村と協力して啓発する。

イ 市

市は、住民自らが生命、身体および財産を守るために的確な判断、行動がとれるようにするために、火山防災マップ等のパンフレットの配布、講演会、講習会の開催および防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。

ウ 市民

市民は、自らの安全は自らの手で守るために、平常時から正しい知識の習得に努めるとともに、家庭における防災対策を実施しておく。

また、市民は、自治会組織等に積極的に参加し、地域における防災対策に努める。

(2) 防災訓練の実施

ア 防災訓練実施の基本方針

火山噴火を想定した防災訓練、主に避難訓練および情報伝達訓練を市町村単位または地区単位で実施する。

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

イ 県、市町村、防災関係機関および自主防災組織

火山噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、市町村、防災関係機関および自主防災組織等は、隨時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

ウ 市民

市民は、自治会組織あるいは事業所の防災組織の構成員として、県や市町村、防

災関係機関および自主防災組織等の実施する火山噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

(3) 避難計画の策定

ア 避難対策の基本方針

蔵王山の火山噴火活動が始まる前には、群発地震、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等のうちいくつかの現象が発生することが想定される。

一般的な過去の例を参考にして、火山活動の想定される前兆現象を時系列的に図式化すると、次のとおりである。

時間の経過	現 象	対 応
・数10日ないし10日前	群発地震始まる。	警戒体制の強化
・10日前ないし数日前	有感地震多くなる。 火山性微動始まる。	災害時要援護者等一部住民が避難 災害対策本部の設置または準備
・数日前	顕著な火山性微動始まる。	状況により対象地区に避難の勧告または指示

このため、これらの現象の出現に対応して、段階的に警戒を強めるとともに、住民等を安全な地域へ避難させることを計画の基本とする。

イ 避難の手段

(ア) 避難は、徒歩によることを原則とする。

(イ) 市長は、避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。

ウ 避難者の受け入れ等に関する協定

市長が状況に応じて周辺市町村に分散して避難することを住民等に勧告または指示をする場合に備えて、事前に周辺市町村長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について事前に協定を締結しておく。

周辺市町村長は、避難者の受け入れ等について当該市町村長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために必要な事項については、事前に協定を締結しておく。

エ 避難所の指定

市長は、火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。周辺市町村に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。

オ 避難路の整備

市長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。

また、市長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会および道路管理者と事前に十分な協議を行う。

(4) 火山活動観測に対する協力

県および市は、自ら努めて火山噴火現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山噴火現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に対して協力する。

また、市長は、住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山噴火現象に関する情報の積極的な収集に努める。

(5) 異常現象発見の通報

ア 異常現象発見者

地割れ、臭気等火山噴火現象に係ると思われる異常を発見した者は、直ちに最寄りの市町村長、警察官に通報するものとする。

イ 市

市長は、警察官または住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県および仙台管区気象台（気象庁）にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認に努める。

ウ 警察官

警察官は、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの市町村長に通報するものとする。

エ 県

知事は、市町村長から火山噴火現象に関する異常の情報を受けた場合には、速やかに気象庁にこれを通報するものとする。

2 災害応急対策

(1) 火山情報の通報および伝達

ア 火山情報の種類

蔵王山に関し、気象庁が発表する火山情報は、緊急度の高い順に次の4種類がある。

(ア) 緊急火山情報

「活動火山対策特別措置法」第21条第1項の規定により、気象庁が火山現象による災害から国民の生命および身体を保護するために必要があると認めたときに発表し、他の機関への伝達に先だって知事に通報する情報

(イ) 臨時火山情報

「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が火山現象について異常を認め、かつ、防災上の注意を喚起するために必要と認めるときに発表し、伝達する情報

(ウ) 火山観測情報

「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が臨時火山情報または緊急火山情報の補完等のために必要と認めるときに発表し、伝達する情報

(エ) 火山活動解説資料

「気象業務法」第11条の規定により、気象庁が常時観測を行っている火山について定期的に発表し、伝達する情報

イ 県

知事は、緊急火山情報の通報または臨時火山情報の伝達を受けたとき、その内容あるいはそれから予測される災害の態様および取るべき措置を付加したものと関係機関および市町村長に通報し、または伝達する。

ウ 市町村

市町村長は、緊急火山情報の通報を受けた場合および臨時火山情報の伝達を受け、その火山活動により人体および構造物に被害を生じ、または生じるおそれがあると認める場合には、その内容を同時通報用無線、有線放送、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関および住民等へ伝達し、周知徹底に努める。

(2) 避難活動

ア 避難の勧告および指示

(ア) 市長は、住民等の生命および身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。

また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

(イ) 警察官は、火山噴火による災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、または市長から要求があったときは、住民等に対し避難の指示をする。

この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市町村がその事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難の勧告または指示をする。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

(オ) 市長または知事は、避難の勧告または指示をしたとき、直ちに避難の勧告または指示された地域の住民等に対して、勧告または指示の内容を伝達するほか、警察官、消防団、自治会組織等の協力を得て周知徹底に努める。

(カ) 市長は、避難の勧告または指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 警戒区域の設定

(ア) 市長は、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官は、火山噴火による災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長もしくはその委任を受けた市町村職員が現場にいないとき、または市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知する。

- (ウ) 知事は災害発生により市町村がその事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって警戒区域を設定する。
この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。
- (オ) 市町村長、警察官、知事または自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去または立入禁止を命ずる。

ウ 災害時要援護者の避難

市長は、警察官、消防団、自治会組織等の関係機関の協力を得て、災害時要援護者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

エ 住民による自主避難

特定地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民は、市長等の避難の勧告または指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

自主避難したときは、自治会組織または市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。

オ 避難所の設置

- (ア) 火山噴火により被害を受け、または受けおそれがある者を対象に避難所を設置する。

- (イ) 市長は、避難を必要とする人数に応じ、市で指定した避難所を設置する。

(ウ) 避難所の運営

- ・ 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ・ 避難所に設置された市の担当職員等は、情報の伝達および収集、被災者等の保護および避難所の管理を行う。
- ・ 避難所に配置された警察官は、避難所の治安の維持を図る。
- ・ 市長は、避難所の設置状況および避難者の数を知事に報告する。

- (エ) 市長は、災害の状況または災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。

カ 避難所における避難生活の確保

避難所における避難生活は、自治会組織を中心に、住民等が相互扶助の精神により自主的に行なうものとする。このため、自治会組織は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送れるように努めるものとする。

(3) 交通の制限

ア 陸上交通

- (ア) 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、車両の通行の安全を確保し、かつ、危険地域内での災害応急活動の円滑化を図るために、当該地域への一

般車両の流入を極力、禁止または制限するものとする。

- (イ) 県公安委員会は、緊急輸送路を確保するため、災害発生している当該地域での一般車両の走行および当該地域への流入を原則として禁止する。
- (ウ) 県公安委員会は、交通規制を実施した場合、県、市町村、警察庁、管区警察局、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容を広く周知徹底させる。

イ 航空交通

県は、国土交通省等に協力を求め、取材およびその他の事由により噴火地点の上空を航行する航空機の安全を確保するため、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

(4) 社会秩序維持活動

ア 県

知事は、市町村長と協力して、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または発生するおそれがあるときは、報道機関、警察および自主防災組織等と連携して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。

イ 警察

警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

ウ 市

市長は、当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または発生するおそれがあるときは、消防団および自治会組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置または広報の実施を要請する。

3 災害復旧計画

(1) 被災施設の復旧等

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第4章第1節「災害復旧・復興計画」参照。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

第4章第2節「被災者等の再建等の支援」参照。

(3) 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第4章第2節「被災者等の再建等の支援」第3節「産業復興の支援」参照。